

事務連絡
平成19年8月14日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(ブラジル産小麦及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ブラジル産小麦において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品

ブラジル産小麦及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目

残留農薬（メタミドホスを含む。）

（違反事例）

1. 品名：小麦の粉
2. 生産国：ブラジル
3. 製造者：YOKI ALIMENTOS S. A.
4. 検査結果：メタミドホス 0.19ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検疫所：横浜検疫所（届出受付番号：第29010781440号1欄）
6. 輸入者：有限会社南米貿易